

令和4年度特別展に係る資料運搬・展示・撤収業務  
「一般競争入札」公告

山梨県立考古博物館が発注する令和4年度特別展に係る資料運搬・展示・撤収業務は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和4年8月9日

山梨県立考古博物館 副館長 高橋 義徳

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量 令和4年度特別展に係る資料運搬・展示・撤収業務 一式
- (2) 仕様等 入札説明書で定める内容等であること
- (3) 履行期間 令和4年9月5日から令和4年12月12日まで
- (4) 履行場所 山梨県立考古博物館 他

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始または民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行為がない者であること。

- (7) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間において、国（独立行政法人を含む）、都道府県又は政令指定都市の設置する博物館、美術館等の展示資料の運搬・展示・撤収業務契約を1回として2回以上、元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有すること。
- (8) 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後直ちに履行に着手できる者であること。
- (9) この公告に示した業務を確実に履行できると契約担当者が判断した者であること。

### 3 入札参加のための手続き

この一般競争入札に参加を希望する者は、以下の書類を公告の日から令和4年8月17日(水)午後5時までに12(3)の照会先において入札説明書の交付を受けること。手続きの詳細は入札説明書による。

### 4 入札及び開札の日時及び場所

令和4年8月29日(月) 午前10時半

山梨県立考古博物館(甲府市下曾根町923) エントランス

### 5 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号、以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると契約担当者が認めた入札であって、規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他

の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

## 8 最低制限価格

なし

## 9 入札保証金

納付。ただし、規則第108条の2の規定に該当する場合は、これを免除する。

## 10 契約保証金

納付。ただし、規則第109条の2第3項の規定に該当する場合は、これを免除する。

また、規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

## 11 前払金の有無

なし

## 12 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に「2 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 落札した者は、山梨県立考古博物館との間において、契約書を締結する。

(3) 照会先は次のとおり。

山梨県立考古博物館 総務課

〒400-1508 甲府市下曾根町923 電話055-266-3881

(4) 詳細は、入札説明書による。